

県立都市公園指定管理者選考委員会第1回委員会

1 日時

令和3年7月21日(水)10時から11時40分まで

2 場所

岩手県民会館 4階 第1会議室

3 出席委員

内田尚宏、吉田基、工藤健人、五味壮平、柚亨

4 委員長等の選任

委員の互選により、内田尚宏委員が委員長に就任
委員長職務代理者に、吉田基委員を指名

5 議事

○ 会議の公開

会議に先立ち、本日の会議の公開、非公開について諮った結果、公開することに決定

(1) 県立都市公園指定管理者選考委員会について

(2) 指定管理者制度について

(3) 岩手県立高田松原津波復興祈念公園の概要について

(4) 岩手県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者募集要項(案)について

(5) 今後のスケジュールについて

.....

議事(1) 県立都市公園指定管理者選考委員会について

議事(2) 指定管理者制度について

○ 事務局において資料1及び資料2により説明。

委員長:ただいまの説明に対し、質問はありますでしょうか。

(委員から「なし」の声)

.....

議事（3）岩手県立高田松原津波復興祈念公園の概要について

○ 事務局において資料3により岩手県立高田松原津波復興祈念公園の概要について説明。

委員長：ただいまの説明に対し、質問はありますでしょうか。

委員2：公園の範囲について確認ですが、松原や海岸、古川沼、そして市が管理する運動公園というのは高田松原津波復興祈念公園の範囲には含まれないということでしょうか。

事務局：募集要項の別紙1「高田松原津波復興祈念公園基本計画」で定めるエリアの中には、広く含まれておりますが、今回募集の対象となる県立高田松原津波復興祈念公園のエリアとしては、資料3の赤線で囲まれた県管理エリアとなります。

委員2：それ以外の区域は、指定管理者の管理範囲からも除かれるということでしょうか。

事務局：そのとおりです。

.....

議事（4）岩手県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者募集要項（案）について

○ 事務局において資料4により募集要項（案）について、資料5により様式集（案）について説明。

委員長：ただ今説明のありました選考のための募集要項（案）ですけれども、今回の第1回委員会の中心的な議題になるのかなと思います。

何か御質問、御意見等ございましたら、ぜひお願いします。

委員4：何点か気になった点について御質問させていただきます。先ほど有料公園施設のお話がありましたが、今回の場合、具体的にどのような所でお金を取ることになるのか、教えていただければと思います。

もう1点ですが、連携する団体について、河川管理者が入ってないと思います。古川沼の辺りが今回は管理対象になっていませんが、汽水域になっている非常に重要なビオトープが生まれるところだと思います。そこに関わる連携対象がないのが寂しいと思いますがその辺をどのようにお考えでしょうか。

事務局：まず、有料公園施設については、募集要項の参考資料3の表に記載しているとおり、会議室のみとなります。料金については、1時間までごとに1,370円と設定しております。この範囲内で指定管理者に利用料金を設定していただくこととなります。

それから2点目の、関係機関の範囲についてですが、募集要項においては、県立都市公園の中に設置されている道の駅や国営追悼・祈念施設などの各管理者を関係機関としています。これらの管理者との連携は、県立公園の管理上も必須であると考えております。

御指摘のとおり、隣接する河川管理者や他の管理者との連携も当然必要となるものと考えておりますが、募集要項では、まずは県立公園内にある施設の管理者との連携が不可欠であるという認識から、対象を特定して記載しているところです。

委員長：関連して私からひとつ質問です。今後、協働グループ、関連団体など色々なグループが入ってくる可能性があります。例えば野外コンサートをして、料金を取りたいようなことが出てくることもあるかと思えます。その場合はどのような対応になるのでしょうか。

事務局：今後の連携、協働の取組の中で、そのようなイベントなどの提案がなされることは、想定されると思います。

県立都市公園として都市公園法や条例の規制はありますので、必要な手続きは踏んでいただくこととなりますが、それが公園の設置目的にかなっていて、公園の利用促進につながるようなものであれば、許可できる可能性はあると思っております。

委員長：わかりました。他に何かございましたら、お願いします。

委員1：御説明ありがとうございました。公園の基本計画においては、理念、方針ともに素晴らしいものが定まっておりますし、ここにはかなりいろんな意味が込められているように感じます。

既存の県立都市公園との管理方針の違いについてですが、特に気になるのは、公園の設置目的に「まちづくりと一体となった地域の賑わいの再生」とあります。陸前高田市の現状を考えた場合に、中心市街地は再生しつつありますが、私が飲食店組合さん等の支援をしていて聞いているところでは、皆さん集客に苦労しております。復興としては、市民の方も事業者の方も、まだかなり道半ばと感じていると思います。

公園の設置目的としては、そのような大きな目的が示されていると思いますが、一方で、選考基準とか申請様式をみると、やはり公園は公園なので、少しギャップがあるように思います。大きな設置目的と、実際の植栽管理を中心とする公園管理と、その間を埋めるのがイベントとか関係団体との連携という話なのかと思えます。

難しいかもしれませんが、その目的と実際の管理をつなぐ部分をもう少し申請者側に伝わるような工夫ができればと思います。

委員長：今回のこの公園の設置目的や理念のところで、その地域との連携とか地域づくりとうたわれている点は、他の都市公園と違うところではありますよね。そこの部分を、例えば今後運営評価をする場合に、どのような形で評価するのかということにも関わってくると思いますし、選考の段階ではそこをどう審査するかという課題はありますね。そのあたりはいかがでしょうか。

事務局：御指摘のとおり、公園の設置目的としましては、様々な目的を持って設置されている公園ですが、特に賑わいの再生といった部分につきましては、この県立都市公園の管理エリアだけで完結するものではないと考えております。エリア全体として見れば、道の駅や東日本大震災津波伝承館などもありますので、まちづくりと一体となった地域の賑わいの再生なども方針としては掲げているところです。

一方で、募集要項の内容については、通常の都市公園の管理と共通する部分が大半になっています。そこで選考の中で、どのようにその点を審査していくかということになりますが、国営追悼・祈念施設や道の駅、東日本大震災津波伝承館など、公園内の各施設と連携をする中で、まちづくりや賑わいの再生につなげていくことが、ひとつの方向性ではないかと考えております。

他の都市公園では、関係機関との連携や協働グループとの連携という項目は設けておりませんが、この公園の設置目的を達成するためには、これらの連携が必要であるという考えから、業務内容や審査項目に規定しています。申請される方には、関係機関等との連携を通して、公園の設置目的にどうつなげていくのかというところを提案していただいて、委員の皆様には、そこを審査していただきたいと考えております。

委員2：今のお話と関連して、先ほどからお話の中に出てきている市民協働の体制づくりに4、5年前から関わらせていただいております。参考資料1にあるように、協働グループというものを募集して、現在28団体の市内外の色々な団体さんに参加していただいています。かなり広い範囲の公園ということもあって、指定管理者だけではなくて、市内外のいろんなプレーヤーが関わって公園の管理がなされる体制づくりが目指されてきました。現時点で、登録数としてはある程度集まっているように見えますが、内実的には、すぐにでも市民協働が十全な形で展開できるかということ、まだ弱いところがあります。

この参考資料1の始動期から試行期、確立期というイメージのもとに、徐々にそのグループが組織化されて、ある程度自立的に動きながら指定管理者とともに、具体的に管理していく体制を目指してきました。そして確立期として、平成31年から32年にはそのぐらいの体制ができているという計画で進めてきたわけですが、やはりなかなかこの計画通りには進まず、一步一步少しずつ積み上げてきているというのが現実的なのところかなと思います。

今回の募集では、そういった市内の様々なグループと連携しながら管理するということが書いてあるのですが、これは、もう出来ているグループと連携するというよ

りは、その体制自体の充実も、この指定管理の中で進めていくことが必要なのかなと
いうことで、事前に御意見させていただきました。この募集要項の2ページ「(3) 関
係機関等と連携した管理運営を行うこと」のイで、「協働グループと連携を図りなが
ら市民協働体制の充実・発展に資する取組を行うこと」ということで、体制自体の確
立も併せて、指定管理者の方々にお願いできるかというのかなと思っています。

そのような活動を実際やっているところが応募してくれればいいのですが、その
辺が、実際に審査を行う時のどのくらい評価の中に入ってくるのか、この委員会の中
でどのくらい意識するのかということになると思います。

それから、中心市街地のエリアとの連携や、あるいは最近カモシー (CAMOCY) など、
気仙町のエリアにもそういった拠点がありますので、市内全体をつなぐような
形でのまちづくりにもつながっていく可能性を見ようかなと思っています。

もう1点、この公園で他の都市公園と違って重要なことは、やはり浸水地域にある
ということです。実際に長い時間、これから管理・運営をしていく中で、おそらく確
実にまた地震津波が発生すると見込まれる区域にあるので、いざという時の対応を
常に想定しておかなくてはいけないと思います。そこはこの審査を行う際に、かなり
重点的に見なくてはいけないのかなと個人的には考えておりました。

委員長：御意見ありがとうございます。今回、管理をしていく団体は、まちづくり的な要素
を求められているという中で、選考委員としてはやはりその評価ですね。特にその
項目が入った選定基準の配点が45点と、結構大きいですね。いろんな分野の中で
連携を進めるという項目が入っています。

今までのであれば、先ほど委員1がおっしゃったように、植栽管理が長けたところだ
とか、見ればわかったと思うのですが、地域づくり的な要素、地域の団体と一緒に
連携して活動していく力があるかどうかという部分ですね。どう評価するかとい
う点に関して、提出される資料に、今までの地域づくり的な実績とか連携の実績とか、
そのようなものがあったらどうでしょうか。

事務局：提出いただく資料は、資料5の様式集のとおりです。これまでの実績等については
4ページの様式第3号となりますが、これはあくまで公園管理という範ちゅうでの
記載となりますので、地域づくりなどの実績を記載する場合は、14ページ以降の利
用促進計画に関する補足説明資料として添付していただくことになると思います。

委員1：これまでの都市公園の管理者の皆さんは、単一企業、単一法人であったと思うので
すが、こちらの公園の趣旨などを踏まえると、単一企業というよりは複数での応募を
想定されているのかなと感じました。一方で、例えば、名前だけそろえて立派な団体
を作ろうと思えば作れるわけですし、書類はよく見えるわけですが、構成団体の役割
や協力体制について、きちんと見ていく必要があるのではないかと思います。構成団
体の代表者はプレゼンに来てもらうとか、そこまで縛るかどうかというのもありま
すが、そういった問題もあるかなと思います。

事務局：申請者につきましては、単体での申請もできますし、共同企業体の形での申請も可能となっております。

プレゼンについては、10分、15分程度の時間となりますので、構成団体全てが説明者になることは難しいかもしれませんが、専門分野に応じて交代しながらプレゼンしていただくということもあり得ると思っております。

委員1：例として、復興支援の中小企業支援のグループ補助金では、当初はプレゼン審査がありまして、発表者は1人でいいとなっていました。構成団体が5人、10人と後ろに並ぶような形でした。補助金が欲しければ皆プレゼンに来るべきというような雰囲気がありました。その後、代表だけでいいとか、書類審査だけになると、書類は立派に書かれてくる一方で、構成団体の連携は見えなくなります。今回、連携が重要になってきそうなので、ここを重視するのであれば、プレゼンの方法なども考える必要があるのではないかと思います。

委員長：そのような懸念の御意見もありましたが、この点について、実際に地域で活動されてきた委員2にお聞きしたいです。

委員2：募集要項に入れなくてもプレゼンに進む段階で、例えば、複数の団体、企業で組んで応募していた場合は、その連携がきちんとプレゼンテーションに反映されるような体制でプレゼンに臨んでくださいとお願いすることができるのではないのでしょうか。

委員1：募集要項とか変えなくても、どこかのタイミングで、そのような留意事項を伝える必要があるのかなと思います。

事務局：御意見を踏まえて。プレゼンに至る手続きの中でその点を、申請者の方に認識していただくように配慮したいと思います。

委員1：公園の県管理区域には観光施設はないですが、エリア全体としては、やはり観光拠点だと思います。ただ、募集要項にはそういう趣旨は入ってなくて、それは道の駅がやるという整理かと思いますが、想像されるのが、指定管理が始まって評価の段階になった時に、公園の利用者数の取扱いについてです。成果指標としてはおそらく利用者数という話になると思います。これを、指定管理が始まった段階で、後は指定管理者さんが考えてくださいということなのか、どういう方法で成果を図るのかというのは県側としても今の段階から考えておく必要があるのではないかと思います。

会議室の利用者数は当然把握できるとして、それ以外の状況は、道の駅の利用者数しか分からないということで良いのかどうか。難しい問題とは思いますが。

委員長：これは指定管理者の管理運営状況を評価する管理運営検討委員会の課題になってくるとお思いますけど。今の段階で何か検討しておく必要があるかどうかということですね。

委員2：確かに、普通の公園で誰でも入って来られるので、利用者数をカウントするのはとても難しいところが現実的にはあると思います。また、先ほど砂浜の所が管理エリアから外れているという説明でしたので、海水浴に来た人は利用者数に入れられないという事情もあるかもしれません。ただ一方で、指定管理者には利用者数を増やす努力を是非していただきたいと思いますし、もともと岩手県に入ってくる方々へのゲートウェイとしての役割というのが、この基本計画の中にも定義されていることなので、そのような考えは確かに入れた方が良いのではないかと思います。ただ、どうしたらそれを測れるかと言えば、やはり有料イベントの開催など入場者数であるとか、そうしたところしか評価が難しいのではないかと思います。

委員1：その通りと思います。ですから、なおさらイベントとか、他者との連携とかのあたりをもう少し準備しておいた方が、申請者が申請しやすいのではないかと思います。イベントはどこでやって良いのかというような情報の提供についてです。

委員長：先ほど説明のあった、申請書様式の連携等の取組方針で、そういったアイデアが出てくるか、申請者が出てくるかどうかというのが大きいでしょうね。

そうしたことをやる気があるのかどうか、単に会議室だけの管理で要望があったら貸し出すだけなのか、の違いでしょうかね。

事務局：利用者数の把握につきましては、他の県立公園の場合、有料施設があれば、その施設の利用者をカウントしておりますし、有料施設がないエリアにつきましては駐車場の利用台数を毎日カウントとしておりまして、そこから利用実績の把握をしております。

資料4別紙2の仕様書5ページの第22に「調査等」という項目がありまして、指定管理者の管理日誌に記載すべき項目として、概算にはなりますが「利用者数」や「駐車場利用台数」もカウントすることを業務としては位置付けております。

今回のケースでは、有料施設である会議室の利用者数は把握できますし、それ以外のエリアについては、他の公園と同様に駐車場の利用状況から実績を把握することになります。あとは、道の駅や伝承館でもそれぞれ利用者数はカウントしておりますし、震災遺構を案内するガイドの利用者数も含めて、公園エリアの利用実績を把握することは可能と考えております。

委員2：実際に書いていただく様式集の16ページですが、それらを書いていただくとしたらこの辺りなのかなと思います。仕様書に書いてある方法以外のオリジナルの方法を考えてもらうために、ここに「利用者のニーズの把握方法」だけではなくて、「利

用実績の把握方法」などを盛り込むというのも1つあるのではないのでしょうか。

委員長：把握方法ですね。ただ、委託される側としては、そこまで自分で考えるのかという負担はないのでしょうか。

こういう活動をしていこう、こういう風にして盛り上げていこうという提案はできると思いますが、利用者数の把握方法の提案というのはどうでしょうか。例えば、人が通ったのを自動カウントするゲートを作るとか、そういったものは自分たちでお金を出すのか、そういう項目が出てくると、どうなのかなという気がします。

委員4：委員の皆さんの御意見もその通りだと思いますが、一方で、公園内は施設が分かれていますので、たくさんお客さんが来て欲しいのは、伝承館であったり道の駅であったり、公園そのものに、そんなに多くの人に来て欲しいかということ、そうでもない空間なのかなとも思います。やはり慰霊の空間、宗教的な感じの空間で、亡くなった方に想いをはせるような場でもありますので、単にたくさん人が来て良かったねというのとは違うのかなという気持ちもあります。その辺の加減をどうするかということが非常に大切かなと思います。

今回、まだ工事中の現場を見てきましたけど、松をたくさん植えていますよね。松は結構管理費がかかると思いますが、植栽を守るだけでも、この予算と会議室の使用料だけで大丈夫かなという不安があります。お客さんをどのような動線で運ぶのかというのは、また違う視点もあってもいいのかなとも思いますし、利用者数の把握にしても、指定管理者の負担を増やしてしまうのは、手を挙げる人が減ってしまうのではないかという心配があります。

委員長：そもそも、この仕様書の内容で、植栽管理だけで非常に大変ではないか、また、そういう力のある団体をまず重視する視点が必要ではないかということですね。

それから、委員2の方からもありました、震災時の緊急対応能力であるとか、そういったことも必要になってくると思うので、ハードルを上げるとか増やすのも難しいかもしれないですね。

評価の段階での話にもなりますが、活動の中で、利用者数を今後、重要視するのかどうか。確かに委員4がおっしゃるように慰霊的な意味合いもあると思います。

私もあの場所が好きで子供の頃からよく行ってキャンプなどをした場所なので、ただそこで静かにしていきたいとか、必ずしもたくさんの人で賑わってなくても良いのではないかという気持ちもありますが、一方で、公園自体の賑わいは大事ですし、地域と連携したイベントなどがこの公園で行われるのはとても良いのかなとも思います。なかなか難しいとは思いますがね。

委員4：利用者数のカウントの仕方は、今A Iとかを使ってそんなに難しくないとと思いますが、ただそれを指定管理者に負担させるということになると、それは少し違うのかなと思います。

委員長：募集要項の中でどのように取り扱うかということですが、いかがでしょうか。

委員1：審査側としては、賑わいの評価として、単に公園の利用者数という短絡的には見ないでいきたいと思いますという認識で良いのではないのでしょうか。

委員長：それで良いように思いますが、地域づくり、地域との賑わい、連携というようなことを進めて来られた委員2としては、どうお考えでしょうか。

委員2：現在の募集要項でも、そのような要素が全く入っていないかというと、先ほどの資料5の16ページの「2利用者サービス向上」というところで、「利用者のニーズに応じた柔軟な運用や他の民間事業者等が関係するイベントの受け入れを積極的に行う意向がある場合は、取組方針を記載してください」と記載があります。

全てのことを指定管理者ができるわけでもないので、民間の事業者から提案を受け付けて、場合によってはお金を取って、そしてその民間の事業者が何かイベントを開催するというのを、またそれを積極的に受け入れていくことに対して努力するということがあれば、結果としてそれが公園の積極的な活用や賑わいをつくり出すということにもつながっていくので、今のお話の観点がこの案に入っていないわけではないと思います。

委員4が言われるような、確かに追悼・鎮魂という意味合いも、もちろんすごく大きなこととしてあると思います。ただ一方で、従来の街のエリアに近いところにあれだけ広い公園ができて、そこがいつもガラガラという状況では、人口がどんどん減っていく中で寂しさが増すことにつながってってしまう。何とか利用者を増やすための努力は管理者さんにはしていただきたいなと個人的には思います。

あともう一つ、関連して先ほどの市民協働のグループとの連携の話なのですが、私たちは市民協力グループができる前に、ワーキンググループというものを作ってまして、市内のいろんな方々と一緒にうまくいっている公園へ視察に行くことがありました。それが「愛・地球博」が行われた愛知県の公園だったのですが、かなりいろいろな団体さんが積極的に活動を展開して、それらを束ねるような組織を作られていて、その意思決定の機会などを見学させてもらったり、公園を見学させてもらったりしました。そこで感じたのが、愛知県という潜在的なユーザーが非常に多い地域で行われている取り組みで、そのプレーヤーがすごく多いわけです。そして観光客の人も来やすい。

一方で、陸前高田市はまだ震災から10年ということで、まだその記憶がある中で、新しい施設が次々できて、今は注目を浴びていると思いますけれども、時間が経っていく中で、あの地域で、他県の事例と全く同じようなことをしていくのは非常に難しいだろうと思います。そうすると、市民協働を一生懸命頑張っても、放っておくとどんどん寂しくなってしまうということがかなり懸念されますので、指定管理者さんには、そうした視点も持ってもらい、賑わいをつくり出す努力を是非していた

だきたいというのがあります。

委員長：大切ですが難しいですね。それを申請書で出してもらって審査することになります。その中で、先ほど出ました活動拠点として使っていく、もしくは連携促進の計画という部分で、私たちの団体はこういうことを考えていますというものを出してもらって、そのプランを見てある程度判断していくことはできるのかなと思います。

委員4：非常に難しいと思います。私も震災後、いろいろなNPOや団体を見てきましたが、なかなかグループ化するというのは難しいです。皆さん見ている方向がそれぞれ違うので、1つの目標に向かっていくのは非常に大変なことです。それをこの公園の指定管理者にお願いするのは過大だろうと思います。

ただ、まちづくりに意識は持って欲しい気持ちはありますので、あくまで公園管理を通した地域連携という面では大いにやってもらいたいと思います。それ以上のまちに賑わいを出していくということを目指してやりなさいというのは、業務範囲としては過大だろうと思います。それを担う別の団体があって、そこに協力していくことは可能ですが、まちづくりの期待を全部ここが担うというのは難しい気がします。

公園管理の地域連携なのか、まちづくりの地域連携なのか、線を引いて考えないと手を挙げる団体がいなくなってしまう。それが一番こわいことなので、それは避けたいと思います。

委員長：例えば、公園を生かした、公園を使った連携プランのようなものであれば、業務範囲として適切なのでしょうかね。

委員3：私もまず一番は、着実、確実な公園管理をしていただくことをベースとして、そこにプラスアルファとして、公園を核としたまちづくりという位置づけが適切なのかなと思います。あまり気張り過ぎると公園管理者の役割を超えてしまいますので、少しでも提案いただければという形がいいのかなと思います。

あと、利用者数のカウントについてですが、公園内には伝承館や道の駅がありまして、今回の管理区域ではない砂浜の部分、松原の部分もあります。多分そこに行く人たちも、駐車場は公園の敷地内に停めることもあると思います。例えば、伝承館だけ行ってすぐお帰りになるのか、伝承館に寄ったついでに少し散策して帰るのかなど、様々な形態があると思いますので、その辺りのカウントの仕方は、指定管理者に提案してもらおうというよりは、行政側として整理しておく必要があると思います。公園が利用されているかという一つの指標は、やはり利用者数であり、数値的には一番重視されるので、そこを把握して利用促進につなげていく必要があると思います。

委員長：駐車場だけで正しく測れるのであれば、それで良いと思いますが、その点については正しく把握できる方法をもう一度検討していただければと思います。その他、いか

がでしょうか。

委員 2：先ほど御説明いただいた、募集要項の別紙 2 の 71 ページから始まる安全管理マニュアルの地震津波編と風水害、火災編ですが、これはすでに公開されていて、確定しているものなののでしょうか。

事務局：マニュアルについては、まだ公表はしておりません。県内部では確定したものとして取り扱っておりますが、対外的には今回初めて示すこととなります。

委員 2：地元の方の中には、相当気にされる方もいらっしゃるのかなと思います。これだけ広い公園で、本当に安全に誘導できるのかというのが当初からの懸案でした。それに対して 74 ページに避難経路図があって、これがそれぞれのエリアにいた場合に、どこが最短の、地震があった時に逃げるべき避難場所なのかを図示されているもので、非常に緻密に計算されているとは思いますが、実際、相当時間がかかるというのがこの右下にも書かれています。例えば、健常者の場合と非健常者の場合で、その速度が想定されて、どこにいた場合には何分かかるといって書かれています。この移動時間がどのように算出されたのか、相当気にされる方が多いのかなと思います。

このマニュアルの扱いですが、今後も、見直されていくものだと考えてよろしいですか。例えば、道が一本できただけでも随分変わる可能性があると思います。

委員長：マニュアルをこれから運用していく中で、実情に応じて変更できるのかということだと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：現時点では、公園が全面供用していない状況での想定となりますので、今後運用しながら検証していく必要があると考えております。当然、その検証の結果によりマニュアルの改定も検討していく必要があると考えております。

委員 2：今回、募集要項として公表されるに当たっては、そのような見直しを常に行うものであるということに記載しておいた方が良いと思いました。

委員長：それでは、事務局はそうをお願いいたします。その他、いかがでしょうか。

委員 4：隣接する国営追悼・祈念施設を管理する団体は、今後の審査の過程で公表されるものなのでしょうか。

事務局：国営追悼・祈念施設を管理する団体については、既に公表されておまして、ホームページ等でも確認することができます。

委員長：他に質問等ございますでしょうか。なければ、出された御意見等、何点かありまし

たので、そういったものを踏まえて検討していただいて、公募していただければと思います。それでは、それでよろしいでしょうか。

(委員から「意義なし」の声)

委員長：それでは異議なしと認め、次に進めさせていただきます。

.....

議事 (5) 今後のスケジュールについて

○ 事務局において資料6により今後のスケジュールについて説明。

委員長：ただいまの説明に対し、質問はありますでしょうか。

(委員から「なし」の声)

.....

6 その他
なし

7 閉会
○ 事務局から閉会宣言